

地域医療構想達成に向けた具体的対応方針の一部改正について

1 具体的対応方針について

- 「地域医療構想の進め方について」（平成 30 年 2 月 7 日付け医政地発 0207 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）に基づき、地域医療構想の達成に向け、各構想区域地域医療構想推進委員会において議論を進めているところである。
- 当該通知では、「都道府県は毎年度、具体的対応方針をとりまとめること。」とされており、本県においても、毎年度、各構想区域地域医療構想推進委員会に報告している。

《具体的対応方針への記載内容》

- ・ 2025 年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割
- ・ 2025 年に持つべき医療機能ごとの病床数

病床機能報告対象 医療機関名	2025 年において担う役割の方針										2025 年に持つべき病床数の方針(病床数は暫定数)							
	※令和 5 年 12 月現在の愛知県地域保健医療計画別表より作成										※令和 4 年度病床機能報告及び個別に提出されたプランに基づき作成							
	が	脳	心	精	救	災	へ	周	小	在	(そ	計	高	急	回	慢	休	介
	ん	卒	血	神	急	害	き	産	児	宅	の		度	性	復	性	棟	護
		中	管	疾	患		地	期	宅	他		急	期	期	期	・	へ	移
			患	患						他		性	期	期	期	廃	行	施
										他		期	期	期	期	止	設	等
										他						等		

- 「2025 年において担う役割の方針」については、愛知県地域保健医療計画別表に記載される基準に準ずることとし、具体的対応方針を取りまとめる際は、「本県における 5 疾病 5 事業及び在宅医療等を行う医療機関として記載する際の判断基準」に基づき、記載している。

- 令和 6 (2024) 年度からの愛知県地域保健医療計画において、「新興感染症発生・まん延時における医療」を追加し 6 事業となったことに伴い、「本県における 5 疾病 5 事業及び在宅医療等を行う医療機関として記載する際の判断基準」を改正する。

2 改正内容

具体的対応方針の「2025 年において担う役割の方針」に「新興感染症」を加えるとともに、「本県における 5 疾病 6 事業及び在宅医療等を行う医療機関として記載する際の判断基準」とし、区分に「新興感染症」を加える。

《具体的対応方針》

病床機能報告対象 医療機関名	2025 年において担う役割の方針										2025 年に持つべき病床数の方針(病床数は暫定数)							
	※令和 6 年 12 月現在の愛知県地域保健医療計画別表より作成										※令和 5 年度病床機能報告及び個別に提出されたプランに基づき作成							
	が	脳	心	精	救	災	新	へ	周	小	在	(そ	計	高	急	回	慢	休
	ん	卒	血	神	急	害	興	き	産	児	宅	の		度	性	復	性	棟
		中	管	疾	患		感	地	期	宅	他		急	期	期	期	・	移
			患	患			染				他		性	期	期	期	廃	行
							症				他		期	期	期	期	止	設
											他						等	

注) 介護療養病床等から転換した介護医療院の定員は病床とみなしていたが、令和 6 年 3 月で経過措置期間終了のため、記入欄は削除する。

《本県における 5 疾病 6 事業及び在宅医療等を行う医療機関として記載する際の判断基準》

区 分	別表掲載基準
新興感染症	協定指定医療機関 感染症対応に係る協定（発熱外来・自宅療養者支援・後方支援・人材派遣・防護服の備蓄）を締結した医療機関